

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第37号	
事故等種類	衝突（棧橋）	
発生日時	平成23年1月18日（火） 20時13分ごろ	
発生場所	愛媛県伊方町三崎港 伊予三崎港三崎第1防波堤灯台から真方位285° 350m付近 （概位 北緯33° 23′ 東経132° 07′）	
事故等調査の経過	平成23年2月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 旅客船 ニュー豊予、699トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 131254、国道九四フェリー株式会社</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、四級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	本船 右舷中央部外板に凹損 棧橋 なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、旅客27人、車両19台を乗せ、三崎港の棧橋において、船首を西方に向けて右舷着けにより着棧作業中、船体が南西方からの強風により圧流され、平成23年1月18日20時13分ごろ、右舷中央部が同棧橋に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 6 海象：潮汐 下げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、三崎港の棧橋において着棧作業中、船長が、南西方からの風を考慮し、同棧橋への接近状況の適切な見張りを行っていなかったことから、行きあしを制御できず、同棧橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、三崎港の棧橋において着棧作業中、船長が、南西方からの風を考慮し、同棧橋への接近状況の適切な見張りを行っていなかったため、行きあしを制御できず、同棧橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。	